

西地区熱回収施設整備・運営事業施工監理等業務公募型プロポーザル実施要領

令和元年5月7日

1 目的

この要領は、大崎地域広域行政事務組合（以下「本組合」という。）の西地区熱回収施設整備・運営事業施工監理等業務（以下「本業務」という。）の委託発注について、業務の遂行する優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定める。

2 定義

本業務委託の選定は公募型プロポーザル方式とする。

本公募型プロポーザルは、業務を遂行する提案者を選定する場合において、提案者の参加意欲を反映し、技術的適性を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格等を公告する。また、技術提案書の提出を希望する者からの参加資格確認申請書の提出を求め、提出された参加資格確認申請書により参加資格の審査を行う。次に、提案者から技術提案書の提出を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。最後に提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した者を優先交渉権者として特定する手続きを行う。

3 業務概要

- (1) 業務名称 西地区熱回収施設整備・運営事業施工監理等業務
- (2) 業務場所 大崎市古川桜ノ目字新高谷地 地内
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務内容 別紙「西地区熱回収施設整備・運営事業施工監理等業務仕様書」による
- (5) 見積限度額 207,060千円（消費税及び地方消費税を含まない）
※入札予定価格は別途定める。

4 西地区熱回収施設の計画概要

- (1) 事業方式
DBO方式（20年間の運営業務を含む）
- (2) 西地区熱回収施設の計画規模
140t／日
- (3) 西地区熱回収施設の処理方式
ストーカ方式
- (4) 建設地 大崎市古川桜ノ目字新高谷地 地内

5 参加資格等

参加申請者は、次に掲げる参加資格要件のすべてを満たしているものとする。

なお、技術提案書の提出後においても資格要件を満たさなくなった場合、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。

- (1) 本組合又は大崎市において、公告日現在で入札参加資格者名簿に「測量コンサル業者」 - 申請業種「土木関係建設コンサルタント業務」 - 「廃棄物」として登録されている者で「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」の対象でないこと。なお、所管警察署に照会する場合がある。
- (2) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門）を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該工事の入札日6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 当該業務の仕様書等に従い業務が遂行できること。
- (5) 公告日現在において、宮城県に本社（店）、又は受任機関を登録していること。
- (6) 平成21年4月から平成31年3月の間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設（140t/日以上発電付全連続焼却式の施設に限る。）のDBO方式における施工監理業務を元請けとして受託し、完了した実績を有すること。
- (7) 本組合又は大崎市から指名停止を受けていないこと。
- (8) 廃棄物関連施設に係る技術的知識と十分な経験を有する、次の資格を持つ技術士をそれぞれ配置できること。（管理技術者は、本業務の公告日現在1年以上の雇用関係にある者に限る）

ア 管理技術者

重点配置監理員とする。

【必要資格】

以下の資格のいずれかを有すること。

- a 技術士法に定める技術士（総合技術監理部門（衛生工学部門））
- b 技術士法に定める技術士（衛生工学部門）（廃棄物関係の専門科目に限る）

【必要実績】

以下のすべての完了実績を有すること。

- a 平成21年4月から平成31年3月の間に完了した東北地方管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）のDBO又はPFIを採用した一般廃

棄物焼却施設の以下の業務経験

(a) 累計5年以上の設計・施工監理経験

イ プラント技術者

(ア) プラント機械設備技術者

重点配置監理員とする。

【必要資格】

以下の資格のいずれかを有すること。

- a 技術士法に定める技術士（総合技術監理部門（衛生工学部門））
- b 技術士法に定める技術士（衛生工学部門）（廃棄物関係の専門科目に限る）

【必要実績】

以下の完了実績を有すること。

- a 一般廃棄物焼却施設の以下の業務経験
 - (a) 設計・施工監理経験

(イ) プラント電気計装設備技術者

重点配置監理員とする。

【必要資格】

以下の資格のいずれかを有すること。

- a 技術士法に定める技術士（電気・電子部門_電気設備）
- b 電気工事士法に定める第三種電気主任技術者
- c 建設業法に定める1級電気工事施工管理技士

【必要実績】

以下の完了実績を有すること。

- a 一般廃棄物焼却施設の以下の業務経験
 - (a) 設計・施工監理経験

ウ 建築技術者

(ア) 建築意匠技術者

重点配置監理員とする。

【必要資格】

以下の資格を有すること。

- a 建築士法に定める一級建築士

【必要実績】

以下の完了実績を有すること。

- a 一般廃棄物焼却施設の以下の業務経験
 - (a) 設計・施工監理経験

(イ) 建築構造技術者

重点配置監理員とする。

【必要資格】

以下の資格を有すること。

- a 建築士法に定める構造設計一級建築士

【必要実績】

以下の完了実績を有すること。

- a 一般廃棄物焼却施設の以下の業務経験
 - (a) 設計・施工監理経験

(ウ) 建築機械設備技術者

重点配置監理員とする。

【必要資格】

以下の資格のいずれかを有すること。

- a 建築士法に定める建築設備士
- b 建築士法に定める設備設計一級建築士

(エ) 建築電気設備技術者

重点配置監理員とする。

【必要資格】

以下の資格のいずれかを有すること。

- a 技術士法に定める技術士（電気・電子部門_電気設備）
- b 電気工事士法に定める第三種電気主任技術者
- c 建設業法に定める1級電気工事施工管理技士

エ 常駐監理技術者

常駐配置監理員とする。

【必要資格】

以下の資格のいずれかを有すること。

- a 建築士法に定める一級建築士
- b 建設業法に定める1級建築施工管理技士

【必要実績】

以下の完了実績を有すること。

- a 国，県，市町村またはそれに準ずる機関（一部事務組合等）が発注した施設の以下の業務経験
 - (a) 施工監理経験

オ 生活環境影響調査担当技術者

重点配置監理員とする。

【必要資格】

以下の資格のいずれかを有すること。

- a 技術士法に定める技術士（建設部門_建設環境）

b 技術士法に定める技術士（環境部門）

【必要実績】

以下の完了実績を有すること。

- a 一般廃棄物焼却施設の生活環境影響調査（環境影響評価も含む）業務経験
カ 事務補助作業者
重点配置監理員とする。

【必要実績】

以下の完了実績を有すること。

- a DBO又はPFIを採用した一般廃棄物焼却施設の以下の業務経験
(a) 契約アドバイザー業務
(b) 循環型社会形成推進交付申請補助等業務
キ 運営モニタリング技術者
重点配置監理員とする。

【必要実績】

以下の完了実績を有すること。

- a DBO又はPFIを採用した一般廃棄物焼却施設の以下の業務経験
(a) 運営モニタリングシステムの基本方針作成
(b) 運営モニタリング
(c) 財務モニタリング
ク 財産処分申請担当技術者
重点配置監理員とする。

【必要実績】

以下の完了実績を有すること。

- a 財産処分申請書類（環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準に基づく「申請手続の特例（包括承認事項）」による報告も含む。）の業務経験

6 プロポーザル実施スケジュール

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 公告 | 令和元年5月 7日（火） |
| (2) 参加申請に係る質問受付期間 | 令和元年5月 8日（水）から
令和元年5月13日（月）まで（午後4時必着） |
| (3) 参加申請書類受付期間 | 令和元年5月 8日（水）から
令和元年5月20日（月）まで（午後4時必着） |
| (4) 参加資格審査の結果通知 | 令和元年5月22日（水） |
| (5) 技術提案書類に係る質問受付期間 | 参加資格審査結果通知の日から
令和元年5月27日（月）まで（午後4時必着） |
| (6) 技術提案書受付期間 | 参加資格審査結果通知の日から |

	令和元年6月 3日(月)まで(午後4時必着)
ヒアリング	令和元年6月24日(月)
(7) 技術提案審査結果通知	令和元年6月下旬
(8) 契約締結予定日	令和元年7月中旬 ※予定

7 参加申請書類の様式

参加申請に必要な提出書類は次のとおりとする。

- (1) 参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 誓約書(別記様式(第4条関係))
- (3) 会社概要調書(様式2-1)
- (4) 一般廃棄物焼却施設(140t/日以上)の発電付全連続燃焼式の施設に限る。)DBO方式における施工監理業務に係る業務経歴書(様式2-2)
- (5) 管理技術者調書(様式3-1)
- (6) 担当技術者調書(様式3-2~12)
- (7) 申請者の住所地及び名称を記載し、82円切手を貼付した所定の返信用封筒(定型長3)1枚

8 質問の受付及び回答(参加申請書類, 技術提案書類)

質問の受付及び回答に関する内容は次のとおりとする。

(1) 質問提出期限

- ア 参加申請書類: 令和元年5月13日(月)まで(午後4時必着)
- イ 技術提案書類: 令和元年5月27日(月)まで(午後4時必着)

(2) 質問書提出方法

質問は、提出期限内に質問書(様式6)(Microsoft Word形式)に記入の上、そのファイルをメールにて提出する。なお、電話、口頭等による質問は認めない。

ア 提出先

大崎地域広域行政事務組合 施設整備課

E-mail : shisetu@osakikoiki.jp

イ タイトル

「(提出者名)ー参加申請書類に関する質問について」

「(提出者名)ー技術提案書類に関する質問について」

ウ 到達の確認方法

質問を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

(3) 質問の回答

提出された質問事項及び回答は、随時本組合ホームページに掲載する。なお、質問の回答期限は次のとおりとする。

- ア 参加申請書類 : 令和元年5月16日(木)まで
- イ 技術提案書類 : 令和元年5月30日(木)まで

9 参加申請書類の提出

参加申請書類等の提出方法は次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和元年5月20日(月)まで(午後4時必着)
- (2) 提出方法 持参, 郵便書留又は簡易書留のいずれかとする。なお, 電送は認めない。

ア 提出先

大崎地域広域行政事務組合 施設整備課

住所 : 〒989-6233 宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地388番地1

電話 : 0229-25-6788

イ 到達の確認方法

郵便書留又は簡易書留の場合, (様式1)に記載の書類送付等連絡先に組合が到達確認の電話をする。

- (3) 提出部数 各10部

※ただし, 参加資格確認申請書(様式1)は1部でよい。

- (4) 結果通知

参加資格審査結果は, 令和元年5月22日(水)に(様式1)に記載の書類送付等連絡先に書面等で通知する。

10 技術提案書類の様式

技術提案に必要な提出書類は次のとおりとする。なお, 提案内容については「18 提出書類の内容に関する留意事項」を参照のこと。

- (1) 技術提案書(様式4)
- (2) 業務の実施体制表(様式5)
- (3) 業務の実施方針(A4版任意様式2頁以内)
- (4) 実施スケジュール案(A3版任意様式1頁以内)
- (5) 具体的作業内容(A4版任意様式3頁以内)
- (6) 特定テーマ(A4版任意様式2頁以内)
- (7) 見積書及び内訳書(A4版任意様式)

11 技術提案書類の提出

- (1) 提出期限 令和元年6月3日(月)まで(午後4時必着)
- (2) 提出方法 持参, 郵便書留又は簡易書留のいずれかとする。なお, 電送は認めない。

ア 提出先

大崎地域広域行政事務組合 施設整備課

住所：〒989-6233 宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地388番地1

電話：0229-25-6788

イ 到達の確認方法

郵便書留又は簡易書留の場合、提出した者に対して、(様式4)に記載の連絡先に組合が到達確認の電話をする。

(3) 提出部数 各10部

※ただし、見積書は1部でよい。

1.2 技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 本組合管理者が提案を依頼した者以外が提案した場合

(4) 提案者が他人の提案を代理した場合

(5) 提案に対して談合等の不正行為があった場合

(6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、もしくは重要な文字の誤脱または識別しがたい見積をした場合

(7) その他、あらかじめ指示した事項に違反した場合や、求められる義務を履行しなかった場合

1.3 ヒアリングの実施

技術提案審査の過程において、次のとおりヒアリングを実施するものとし、ヒアリングの時間・場所については、各者に後日通知する。

(1) 実施日時 令和元年6月24日(月)

(2) 実施方法及び留意事項

ア 各者のヒアリング時間は、提案時間15分、質疑応答15分の合計30分とする。

なお、30分を超えた場合、説明及び質疑途中であっても打ち切りとする。

イ 出席者は、1者につき8名以内とする。また、ヒアリングには様式3-1の管理技術者が同席すること。なお出席者については、様式5の業務の実施体制表に記載された者が極力出席すること。

ウ ヒアリング実施中は、他の提案者の会議室への入室は不可とする。

エ 説明資料、パソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後の調整時間である10分以内に行うこと。

オ パソコンによるプレゼンテーションを行う場合は、スクリーン、プロジェクターは本組合で準備するが、パソコンは参加者が持参すること。

カ 事前に提出された技術提案書類は、本組合が審査員に配布する。

キ 説明は、技術提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で行うこと。

1.4 審査方法等

(1) 審査方法

審査は、プロポーザル審査委員を選定し行う。審査委員は、管理者が任命又は委嘱する。審査の結果「優先交渉権者及び次点者」を決定する。なお、見積限度額を超えている場合は提案者の失格とする。

(2) 評価項目及び配点

審査にあたっての評価の配点は別添資料のとおりとする。

(3) 審査結果

審査結果は、すべての提案者に通知する。なお、優先交渉権者1者、次点者1者については、特定した旨を通知するものとする。審査結果についての異議申し立ては受け付けない。また、審査の経緯に関する質問についても一切受け付けない。

1.5 契約の締結

次のとおり契約の締結を行うものとする。

(1) 本組合は、審査により特定した者と契約を行うものとする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)

(2) 予定価格は、優先交渉権者から提案された業務及びその業務を実施するために必要な見積内訳書及び明細内訳書を参考に算定する。

(3) 本組合は、審査により特定した者と、提案された内容を精査し、業務委託の入札を行い、契約を締結するものとする。ただし、特定者が本要領で規定する要件に該当しないと認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合は、本組合は、次点の者と契約交渉を行うことができるものとする。

1.6 西地区熱回収施設等整備事業の経過概要

(1) 平成24年1月

『一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』を策定

中間処理について、現有の焼却施設が老朽化していること、効率的な本圏域内の施設統廃合を推進することが急務であることを課題として掲げ、これらに対する施策をとりまとめた。

(2) 平成25年11月

『大崎地域広域行政事務組合地域循環型社会形成推進地域計画』を策定

計画期間は平成26年度～平成30年度であるが、次期以降計画として、熱回収施設の概要をとりまとめた。

(3) 平成27年9月

『西地区熱回収施設等 施設整備基本計画書』を策定

施設整備における基本方針を定め、施設整備に係る全体計画（立地条件、環境保全計画、災害防止計画、施設規模の設定、計画ごみ質の設定）、プラント基本計画、余熱利用施設計画、運転管理計画、施設保全計画、配置計画、財源計画、解体計画、事業スケジュールについて検討し、とりまとめた。

(4) 平成27年9月

『西地区熱回収施設等調査業務 PFI等導入可能性調査報告書』を策定

本施設の整備及び運営事業について想定される事業方式の適用性から、BTO方式、DBO方式、公設公営方式（公設公営民間委託を含む）の3つの事業方式を検討対象とし、定量評価、定性評価により、事業方式を検討した結果、DBO方式が最も優位であると評価された。

(5) 平成27年9月

『西地区熱回収施設 生活環境影響調査書』の縦覧を実施

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、生活環境影響調査を行った。2か月の公告縦覧期間の後、県知事に提出した。

(6) 平成28年2月

『大崎広域西地区熱回収施設整備等・周辺環境整備推進協議会』を設置

平成27年6月に古川桜ノ目地区会より西地区熱回収施設及びリサイクル施設整備事業計画について要請書が提出される。要請書に基づき、平成28年2月に協議会を設置。平成29年5月に協議会より、施設周辺地域のまちづくりに関することについてまとめた「西地区熱回収施設等（ごみ焼却施設）周辺地域振興ビジョン」が大崎市長及び大崎地域広域行政事務組合管理者に提出された。

(7) 平成28年11月

『(仮称) 大崎広域新リサイクルセンター建設工事』を発注

熱回収施設整備に併せて現行のリサイクルセンターに代わる新リサイクルセンターを整備するため、建設工事を発注した。平成31年4月の供用開始を目標に、現在も工事が進められている。

(8) 平成29年2月

『一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』を策定

平成24年1月の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定から5年経過したことに伴い、改定を行った。

(9) 平成30年2月

『西地区熱回収施設整備・運営に係る事業者選定委員会』を設置

事業者の選定に必要な事項を定めるため、有識者と大崎圏域構成市町の代表によって構成される事業者選定委員会を設置した。

(10) 平成30年6月

『西地区熱回収施設整備・運営に係る実施方針』を公表

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に準じて、大崎地域広

域行政事務組合西地区熱回収施設整備・運営事業に関する実施方針を定め、公表した。

(11) 平成30年12月

『西地区熱回収施設整備・運営に係る最優秀提案事業者』を決定

総合評価一般競争入札方式にて最優秀提案事業者を決定した。

1.7 提出書類作成上の基本事項

- (1) プロポーザルは当該業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果物の一部の作成や提出を求めるものではない。具体的な計画作業は、契約した後、技術提案書に基づいて発注者と協議の上開始する。
- (2) 提出書類は、別紙様式に基づき作成する。
- (3) 提出書類は、すべて片面印刷とする。
- (4) 文字の大きさは12.0ポイントの大きさとする。ただし、図表等に用いる文字の数及び大きさは対象外とする。
- (5) 提案は簡潔にわかりやすく記載する。
- (6) 提出期限以降における技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。ただし、ヒアリングの際における説明資料（パワーポイント等の発表資料）については、技術提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

1.8 提出書類の内容に関する留意事項

提出書類の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 一般廃棄物焼却施設（140t/日以上発電付全連続燃焼式の施設に限る。）DBO方式における施工監理業務経歴書には平成21年4月から平成31年3月の間に受託し、完了した実績（元請に限る）を記入すること。（会社全体での実績を記入すること。）
- (2) 業務の実施体制表
 - ア 配置予定の管理技術者等を記載すること。
 - イ 配置予定者は参加申出者に所属するものとする。
- (3) 管理技術者・技術担当者調書
 - ア 業務の実施体制表に記載された各技術者について、経歴等を記載する。
 - イ 管理技術者については直接雇用関係を証明できる書類を提出すること。（健康保険被保険者証の写し等）
 - ウ 担当技術者については、雇用関係を証明できる書類（外注の場合は、その関係を示す書類）を提出すること。
- (4) 業務の実施方針
 - ア 本業務委託を遂行するため、受注者としての具体的な実施方針を記載すること。
 - イ A4版任意様式2頁以内に記載すること。
- (5) 実施スケジュール案

- ア 委託期間を契約締結日から令和6年3月29日として、本組合と契約締結した場合の業務の実施スケジュールを記入すること。
 - イ 業務の実施手法及び実施スケジュール（工程計画、動員計画）について具体的に記入すること。
 - ウ A3版任意様式1頁以内に記載すること。
- (6) 具体的作業業務
- ア 仕様書の項目ごとに具体的作業内容を示すこと。
 - イ A4版任意様式3頁以内に記載すること。
- (7) 特定テーマ
- ア 本業務を実施するに当たり、自社の特徴・特色を踏まえた自由提案を記入すること。
 - イ A4版任意様式2頁以内に記載すること。
- (8) 見積書
- ア 見積書は、提案業務全体の経費の明細内訳（算定根拠等）を明示すること。

19 その他

- (1) 提出された書類は、プロポーザル終了後も返却しない。
- (2) 技術提案書に関する著作権については、提案各社に帰属するものとする。ただし、優先交渉権者として特定された者の技術提案書及び成果品の著作権については、本組合に帰属するものとする。
- (3) 技術提案書等の作成及びヒアリングへの参加に関する一切の費用は提出者の負担とする。
- (4) 委託業務遂行に際し、技術提案書に記載された管理技術者の内容変更は認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について本組合が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 提出された技術提案書等は、公平性、透明性及び客観性をきすため、個人情報に係る事項を除き公表する場合がある。

別添 1

西地区熱回収施設整備・運営事業施工監理等業務評価基準表

●審査表

評価項目		評価の着目点	配点
1	実績	会社の実績	5
2	技術士数	会社に在籍する技術士数(廃棄物関係)	5
3	技術者評価	配置予定技術者の実績, 資格	5
4	組織評価	組織としての実施体制 (どんな特徴があるか, どんな工夫がされているか, 人員配置等)	15
5	実施方針	本事業の特徴又は本地域に特有の課題を把握し, 本業務に関する理解度が高い実施方針となっているか。	10
6	実施スケジュール	本事業の特徴を把握し, スケジュールが的確かつ実現性の高い内容となっているか。	5
7	具体的作業内容	本事業の特徴を把握し, 作業内容が具体的で理解しやすく, 的確かつ実現性の高い内容となっているか。	15
8	特定テーマ	自社の特徴・特色を踏まえた提案が本業務を実施するにあたり適切な内容となっているか。	5
9	ヒアリング	技術力, コミュニケーション力, 業務の取り組み姿勢等	25
10	参考見積	10点×(最低見積額/当該見積額)	10
計			100

※各委員の持ち点は100点とする。(委員7名×100点=700点満点)